

スイミング会員及び会員保護者様各位

4月の授業(休会)料について

平素より当スクールの営業活動にご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

弊社では新型コロナウイルス感染症の対応として、政府の緊急事態宣言による要請を受け、対象となる都府県にある校舎において、4/11（土）より当面の間、臨時休校とさせていただいております。

授業(休会)料につきまして、改めまして下記の通りご案内いたします。ご確認の程、宜しく願いいたします。

このたびは4月授業(休会)料についてご案内が遅くなり、ご迷惑・ご心配をおかけしたこと心よりお詫び申し上げます。

記

1) 4月の授業出席の有無に関わらずすべての会員様を、4月授業(休会)料免除の対象とさせていただきます。

※本件につきまして、会員様によるお手続きの必要はございませんのでご安心ください。

2) 4月授業(休会)料の精算の流れについては、銀行口座引き落としで以下の通り対応させていただきます。

[A] 4月に休会料が引落としをされた会員様

休会料は、一度4月に銀行口座より2,200円を引き落とさせていただいておりますので、5月引き落としを停止させていただき、6月授業料から4月引き落とし分の差額を対応させていただきます。

(例) ジュニアクラス通常授業料(週1回) 8,250円(税込)の場合

4月引き落とし額: 2,200円(税込) ※5月度授業料の一部とさせていただきます。

5月引き落とし額: 0円

6月引き落とし額: 14,300円(税込) ※8,250円[6月度授業料]+6,050円[5月授業料不足金額]

[B] 4月授業料が引き落とされた会員様

通常授業料が4月に銀行口座から引き落とさせていただいておりますので、5月度通常授業料に充てさせていただきます。

4月引き落とし額: 通常授業料

5月引き落とし額: 0円

[C] 上記の[A][B]以外の会員様

3月に休校をされて免除となり4月引き落としが0円の方は5月についても0円となります。

4月引き落とし額: 0円

5月引き落とし額: 0円

※なおクラス変更等の差額発生分については、6月に調整をさせていただきます。

今後の状況変化に伴う対応の変更等の最新情報は、当スクールのホームページにてお知らせいたします。ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解の程、何卒宜しくお願い申し上げます。